

2 葛子育第 4 6-3 号
令和 2 年 4 月 2 0 日

葛飾区内の保育施設・学童保育クラブ等に
お子さんが在籍する保護者の勤務先事業者の皆さま

葛飾区長 青木 克徳

「特定警戒都道府県」指定に伴う保育施設等の利用について

日頃より、葛飾区の子育て支援事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルスによる感染症拡大に伴い、国は、令和 2 年 4 月 1 6
日、全国に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発
出し、東京都が「特定警戒都道府県」に指定されました。

当該宣言の趣旨を踏まえ、葛飾区では区内における新型コロナウイルスの感
染拡大防止を図るため、葛飾区内の保育施設や学童保育クラブをご利用のお子
さんの保護者に対して、ご家庭で保育等をしていただくよう強く要請するとと
もに、通常保育を停止し休園といたしました。

事業者の皆さまにおかれましては、東京都の「特定警戒都道府県」指定に伴い、
通常保育を停止し休園していることを踏まえ、区内の保育施設や学童保育クラ
ブに在籍児がいる保護者の勤務につきまして、特段のご配慮をいただきますよ
う、お願い申し上げます。

令和2年4月20日

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部 育成課
子育て支援課
保育課

「特定警戒都道府県」指定に伴う保育施設の利用について

国は緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大し、特に重点的に感染防止の取り組みを進めていく必要がある地域として、東京都を含め13都道府県を「特定警戒都道府県」に指定しました。これを受け、葛飾区では、保育施設を休園といたします。

これまで通常保育を停止して家庭保育を要請してまいりましたが、現在、登園率は10%台となっております。感染拡大抑止のために、今後は、業務に従事せざるを得ない方などに限定した最小限の保育として「緊急事態保育」を実施することとさせていただきます。

つきましては、「緊急事態保育」を必要とする方は、職員配置数や給食の提供数を把握する必要があることから、下記のとおり「緊急事態保育連絡票」のご提出をお願いいたします。

記

- 1 「緊急事態保育」をやむを得ずご利用する方は、「緊急事態保育連絡票」をご提出ください。保育連絡票は、区ホームページからダウンロードできます。

トップページ > 区政情報 > 広報・広聴 > 葛飾区のできごと > 保育施設・学童保育クラブ等の対応について
- 2 ご記入いただいた登園希望日や時間に変更がある場合は、前日の午前中までに保育施設へご連絡ください。
- 3 保育連絡票の集計の結果、登園児童数が多い日は、登園日を他の日に変更をお願いすることがございます。
登園児童がない日、または登園児童がすべて帰宅した時間以降は、保育の提供は控えさせていただきます。通常の保育時間内であれば、園職員に連絡を取れる体制を確保いたします。

4 ご家庭での保育等に関する勤務先等への提出書類

休園としたことについて、勤務先へ区の文書の提出が必要な場合は、葛飾区長発信の「特定警戒都道府県」指定に伴う保育施設等の利用について」をご利用ください。区ホームページからダウンロードできます。

[トップページ](#) > [区政情報](#) > [広報・広聴](#) > [葛飾区のできごと](#) > [保育施設・学童保育クラブ等の対応について](#)

5 その他

「緊急事態保育連絡票」に記載のない時間に、やむを得ず急に保育が必要になった際は、登園希望日の前日の午前中までに職員へお知らせください。ただし、職員体制を整えるため、保育開始まで時間をいただくことがございます。また、給食の提供はできませんのでご自身でご用意願います。

不明な点は、保育園職員までお問い合わせください。

※今後、保育施設をご利用する方は、園内で感染症が発生した場合の調査に必要となりますので、可能な限り、行動記録を取ってください。

※本通知につきまして、状況により変更させていただく場合には速やかにお知らせいたします。